

# 記 入 例

# 新規許可申請 の記入例

全ての申請について、共通の様式です。

事業計画等審査願

(あて先)

滋賀県知事

令和〇〇年△△月××日

申請者

住所 (法人にあつては、主たる事業所の所在地)

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

氏名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 一郎

電話番号 077-528-〇〇〇〇

FAX 番号 077-528-××××

滋賀県では事前協議制度を導入しています。  
書類が整ったら、受付窓口に原則、郵送してください。(来庁される場合は、事前に日時を調整してください。)  
おつて、書類の補正が必要な部分を連絡します。連絡用に F A X 番号も記入願います。  
補正資料ができたなら、担当者と日程調整の上、来庁もしくは郵送により、資料の差し替え等を行い、申請手数料を納めて、本申請となります。

滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記の許可もしくは指定の申請または届出について、関係書類を添えて提出します。

記

1 協議する許可もしくは指定の申請または届出 (該当条項を○で囲んでください。)

区 分		収集運搬業	収集運搬業 (積替保管を含む。)	中間処理業	最終処分業
産業廃棄物 処理業	新規許可	法第 14 条第 1 項	法第 14 条第 1 項	法第 14 条第 6 項	法第 14 条第 6 項
	変更許可	法第 14 条の 2 第 1 項	法第 14 条の 2 第 1 項	法第 14 条の 2 第 1 項	法第 14 条の 2 第 1 項
	更新許可	法第 14 条第 2 項	法第 14 条第 2 項	法第 14 条第 7 項	法第 14 条第 7 項
	変更届		法第 14 条の 2 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項	法第 14 条の 2 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項	法第 14 条の 2 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項
特別管理 産業廃棄物 処理業	新規許可	法第 14 条の 4 第 1 項	法第 14 条の 4 第 1 項	法第 14 条の 4 第 6 項	法第 14 条の 4 第 6 項
	変更許可	法第 14 条の 5 第 1 項	法第 14 条の 5 第 1 項	法第 14 条の 5 第 1 項	法第 14 条の 5 第 1 項
	更新許可	法第 14 条の 4 第 2 項	法第 14 条の 4 第 2 項	法第 14 条の 4 第 7 項	法第 14 条の 4 第 7 項
	変更届		法第 14 条の 5 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項	法第 14 条の 5 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項	法第 14 条の 5 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項

産業廃棄物 処理施設	設置許可	法第 15 条第 1 項
	変更許可	法第 15 条の 2 の 6 第 1 項

再生利用業	新規指定	省令第 9 条第 2 号
		省令第 10 条の 3 第 2 号
	変更指定	細則第 17 条第 1 項

2 現有する許可等の内容

許可 (指定) 年月日		許可 (指定) 番号	
許可 (指定) の有効年月日			

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

# 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

（特管許可申請も同様に記入）

令和〇〇年 △△月 ××日

申請書第1面の申請者欄に記載されたとおり許可証に許可業者情報を記載します。

本申請の提出時に日付を記入してください

（あて先）  
滋賀県知事

法人の場合は、法人の登記事項証明書に記載されている本店住所、名称、代表者の氏名を記入してください。  
個人の場合は、住民票の写しに記載されている住所、氏名を記入してください。また、屋号の許可証への記載を希望される場合はカッコ書きで記入してください。

申請者（〒 520 - 8577）

住 所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

株式会社 適正処理産業

氏 名 代表取締役 滋賀 一郎  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 077-528-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

1. 汚泥（無機性汚泥に限る）
2. 廃油（タールピッチ類を除く）
3. 廃プラスチック類
4. 紙くず
5. 木くず
6. 繊維くず
7. ゴムくず
8. 金属くず
9. ガラスくず
10. がれき類
11. ばいじん

・取り扱う産業廃棄物の種類をすべて記入してください。  
・ガラスくずとは、「ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず」です。  
・がれき類とは、「工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要

取り扱う産業廃棄物の内容における石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物および水銀含有ばいじん等の有無について、「含む」「除く」いずれかに○をしてください。

『石綿含有産業廃棄物を(含む)・除く』  
『水銀使用製品産業廃棄物を(含む)・除く』  
『水銀含有ばいじん等を(含む)・除く』  
事業の区分：積替え・保管を含まない 以上 11項目

事務所及び事業場の所在地  
実際に事業を行っている場所（駐車場含む）・連絡先を記入してください。

事務所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
電話番号 077-528-△△△△  
事業場 滋賀県草津市草津三丁目14-75  
電話番号 077-528-△△△△

事業の用に供する施設の種類及び数量

様式第六号の二（第九条の二関係）（第2面）のとおり

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

※ 事 務 処 理 欄

許可を取得された事業者の産業廃棄物処理業者一覧への掲載について

掲載を希望しない

変更許可申請書（第2面）とは様式が異なりますので注意してください。

（第2面）

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
<p>氏名を記入し、ふりがなを付してください。                  外国人の方で通称名がある場合は併記してください。                  本籍、住所欄は「住民票の写しのとおり」でかまいません。                  先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください</p>		
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
かぶしきがいしゃ てきせいしよりさんぎょう 株式会社 適正処理産業		登記事項証明書のとおり
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
<p>氏名を記入し、ふりがなを付してください。                  外国人の方で通称名がある場合は併記してください。                  先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。                  なお、役員欄が足りない場合には必要な記載事項を別紙に記載するか、                  本第2面を追加して使用してください。</p>		
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
しが いちろう 滋賀 一郎	昭和20年10月15日 代表取締役	住民票の写しのとおり 住民票の写しのとおり
しが たろう 滋賀 太郎	昭和45年9月10日 取締役	住民票の写しのとおり 住民票の写しのとおり
おおつ りゅういち 大津 隆一	昭和23年2月12日 監査役	埼玉県さいたま市五関2丁目□番△号 滋賀県大津市御陵町○番△号

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、**合資会社等出資制度のある法人の場合には必ず記入してください**）

発行済株式の総数	2000株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
しが いちろう 滋賀 一郎	昭和20年10月15日	1000株	住民票の写しのとおり	
		50%	住民票の写しのとおり	
しが はなこ 滋賀 花子	昭和26年3月25日	300株	住民票の写しのとおり	
		15%	住民票の写しのとおり	
しが たろう 滋賀 太郎	昭和45年9月10日	200株	法人については、本籍欄は空欄にし、住所欄に本店所在地を記入してください。	
		10%		
かぶしがいしやおおつさんぎょう 株式会社大津産業		300株		
		15%	登記事項証明書のとおり	
かぶしがいしやしがしょうじ 株式会社滋賀商事		200株		
		10%	登記事項証明書のとおり	

氏名を記入し、ふりがなを付してください。  
 外国人の方で通称名がある場合は併記してください。  
 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。  
 なお、欄が足りない場合には必要な記載事項を別紙に記載するか、本第3面を追加してください。

令第6条の1

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
おうみ とおる 近江 徹	昭和30年8月9日	住民票の写しのとおり
	滋賀工場長	住民票の写しのとおり

申請者の政令で定める使用人について氏名を記入し、ふりがなを付してください。  
 外国人の方で、通称名がある場合は併記してください。  
 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画等審査願提出時には、「滋賀県収入証紙」を貼付しないでください。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

（例）

- ・滋賀県内の建設工事から発生する建設汚泥を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。
- ・自動車整備で発生する廃エンジンオイルを排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。
- ・滋賀県内の家屋の解体工事から発生する建設系廃棄物を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。

2. 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに事業計画を記入してください。

汚泥および廃油について、限定条件

予定排出事業場または運搬先の所在地が滋賀県内であることが必要です。

	（特別管理）産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地）
1	汚泥（無機性汚泥に限る）	10t/月	泥状	〇〇建設(株) 滋賀県内		(株)〇〇興業 滋賀県△△市××町□ 番〇号
2	廃油（タールピッチ類を除く）	1t/月	エンジンオイル	(株)〇〇自工 □□県〇〇市△△ 町×丁目□番△号	直送の場合は記入不要です。	(株)△△環境 滋賀県××市□丁目〇 番△号
3	廃プラスチック類	10t/月	家屋の解体工事で発生する産業廃棄物	(株)〇〇土建 滋賀県内		××産業(株) 〇〇県□□市××町△ 番
4	紙くず	3t/月		同上		同上
5	木くず	20t/月		同上		同上
6	繊維くず	2t/月		同上		同上
7	ゴムくず	1t/月		同上		同上
8	金属くず	8t/月		同上		同上
9	ガラスくず	5t/月		同上		同上
10	がれき類	20t/月		同上		同上

産業廃棄物が排出される場所を記入してください。排出場所が特定できない場合は、市町名または滋賀県内としてください。

滋賀県外へ運搬する場合は、「排出事業者の指定する県外の産業廃棄物処分業者」の記載も可能です。

・ガラスくずとは、「ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず」です。  
・がれき類とは、「工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」です。

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

（例）

- ・滋賀県内の家屋の解体工事から発生する建設系廃棄物を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。
- ・建設系廃棄物のうち石綿含有産業廃棄物は、最終処分場まで運搬する。
- ・滋賀県内の家屋の解体工事から発生する廃蛍光ランプを排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者へ運搬する。
- ・(株)△△の〇〇〇〇（場所、施設等）から発生するばいじん（水銀含有ばいじん等）を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者へ運搬する。

2. 取

・水銀使用製品産業廃棄物については、対象となる水銀使用製品の名称を記入してください。  
 ・水銀含有ばいじん等については、発生工程を簡潔に記入してください。その際、特別管理産業廃棄物に該当しないことがわかるようにしてください。

の 種 類	はm <sup>3</sup> /月)		名称及び所在地	排出事業者は排出場所の所在地	及び所在地)
1 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）	10t/月	} 生 家屋の解体工事で発生する産業廃棄物	(株)〇〇土建 滋賀県内		(株)□□センター 滋賀県〇〇市△△町×番〇号
2 ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を含む）	10t/月		同上		同上
3 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）	10t/月		同上		同上
4 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物）	} 1t/月	} 蛍光ランプ	株式会社〇〇 滋賀県△△市□□町×丁目〇番△号		排出事業者の指定する県外の産業廃棄物処分業者
5 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物）			同上		同上
6 ガラスくず（水銀使用製品産業廃棄物）			同上		同上
7 ばいじん（水銀含有ばいじん等）	1t/月	固体	株式会社△△ 滋賀県□□市××町〇丁目△番□号		同上
8					
9					
10					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号又は車両番号	最大積載量(kg)	所有者又は使用者	備考
1	車検証のとおり	滋賀 100 え 4444	車検証のとおり	車検証のとおり	①新・継・廃
2	車検証のとおり	滋賀 100 え 4445	車検証のとおり	車検証のとおり	①新・継・廃
3	ダンプ	滋賀 100 い 2222	車検証のとおり	車検証のとおり	①新・継・廃
4	塵芥車	滋賀 800 い 40	2,000	(株)適正処理産業	①新・継・廃
5					①新・継・廃
6					①新・継・廃
7					①新・継・廃
8					①新・継・廃
9					①新・継・廃
10					①新・継・廃
事務所の所在地		滋賀県〇〇市〇〇町…(本社)、滋賀県△△市△△町…(△△事務所)			
駐車場の所在地		滋賀県××市××町…(××事業場)、滋賀県◎◎市◎◎町…(◎◎駐車場) ※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
	運搬容器等の名称	用途	容量	備考	
	ドラム缶	汚泥、廃油、ばいじん	200ℓ		
	フレコンバッグ	石綿含有産業廃棄物	1 m <sup>3</sup>		
	廃蛍光ランプ専用容器	水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光ランプ)	0.1 m <sup>3</sup>		

該当箇所に○をしてください。  
・新規許可申請の場合、全て「新」

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

(例1) 運搬車両一覧の1番～3番

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)

4番

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

(石綿含有産業廃棄物は除く)

(例2) トラック

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)

一般的にトラックと呼ばれるものは、まとめて表記しても可

塵芥車

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

(石綿含有産業廃棄物は除く)

(2) 収集運搬業務を行う時間

(例)

8時～17時（休憩 1時間）

(3) 休業日

(例)

日曜、国民の祝日、年末年始（12月28日～1月3日）

従業員数内訳

令和〇〇年△△月××日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で定める第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	4人	0人 (4人)	0人	9人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・飛散防止のため荷台にはシート掛けを行う。
- ・汚泥、廃油はドラム缶に収納したものを固定する。
- ・石綿含有産業廃棄物は、破碎することがないような方法で、かつ、他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。また、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、二重こん包のまま運搬するなど、石綿含有産業廃棄物は「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に則り運搬する。

これ以外にも、取り扱う廃棄物の性質等に応じて考慮する点を記入してください。（例：動植物性残さ等の腐敗物であれば悪臭の防止、引火性廃油であれば高温にさらされることの防止

石綿含有産業廃棄物は、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないよう他の物と区分して収集・運搬することとされており、使用する容器や具体的な運搬方法を記入してください。

なお、石綿含有けい酸カルシウム板第1種が切断・破碎されて廃棄物となったもの、除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物等は石綿含有廃棄物の中でも収集・運搬等の処理の過程における石綿の飛散性が比較的高いと考えられるため、基準で求める飛散流出の防止措置として、フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等に梱包して廃棄物の露出がないようにすることが必要です。

- ・廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）は、破碎することが無く、かつ他の廃棄物と混ざらないように、廃蛍光ランプ専用容器に入れて運搬する。

水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないよう他の物と区分して収集・運搬することとされており、使用する容器や具体的な運搬方法を記入してください。

- ・ばいじん（水銀含有ばいじん等）は、ドラム缶に入れ、運搬する。

使用する容器や具体的な運搬方法を記入してください。

なお、水銀は常温で揮発することに鑑み、水銀含有ばいじん等が金属水銀として含まれる場合は、当該水銀含有ばいじん等の性状を踏まえて必要に応じ、蓋付の容器入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器または梱包から漏れることのないような措置を検討してください。

また、高温下では水銀の揮発が促進されるため、高温にさらされないために必要な措置を講じてください。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

余 白

(第6面)  
運搬車両の写真

自動車登録番号又は 車両番号	滋賀100え4445			
前          面          写          真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の前面（真正面）を撮影すること。</li> <li>・ナンバープレートが確認できること。</li> </ul> <div data-bbox="295 667 1369 831" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カラー写真を貼付してください。</li> <li>・自動車登録番号等が明瞭に識別できるよう撮影してください。</li> <li>・トラクタは前から、トレーラは後から撮影し、自動車登録番号が識別できるようにしてください。</li> </ul> </div>			
	側          面          写          真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の側面（真横）を撮影すること。</li> <li>・名称等の車体の表示が確認できること。</li> </ul> <div data-bbox="603 1061 1412 1249" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カラー写真を貼付してください。</li> <li>・運転手側、助手席側いずれか一方のみ撮影し、車全体が写るようにしてください。</li> <li>・運搬車に必要な表示が確認できるようにしてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="411 1330 1337 1592" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> </div>		
撮影年月日を記入してください。		撮影	年	月

(第7面)  
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	ドラム缶	用途	廃油、汚泥、ばいじん
<div data-bbox="544 286 1453 338" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     ・カタログ写真は不可としています。                 </div> <p data-bbox="284 517 416 551">注意事項</p> <ul data-bbox="293 557 900 591" style="list-style-type: none"> <li>・容器等の全体が写るように撮影すること。</li> </ul>			
<div data-bbox="352 927 815 987" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     撮影年月日を記入してください。                 </div>		撮影	年      月      日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	石綿含有産業廃棄物
<div data-bbox="523 1249 1433 1301" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     ・カタログ写真は不可としています。                 </div> <p data-bbox="309 1480 442 1514">注意事項</p> <ul data-bbox="319 1525 904 1559" style="list-style-type: none"> <li>・容器等の全体が写るように撮影すること。</li> </ul>			
<div data-bbox="352 1899 815 1960" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     撮影年月日を記入してください。                 </div>		撮影	年      月      日

## 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する 資金の総額	25,000	既に、建設業、運送業または（他の自治体における）産業廃棄物収集運搬業を営んでいるなどの事情により、本県許可による産業廃棄物収集運搬業を営む基礎を有している場合は、「既に〇〇業を営んでおり、既存の施設を利用するため、事業の開始に際して新たな資金を必要としません。」と記入してください。
土地	10,000	
事務所	5,000	
収集運搬車両	10,000	
調 達 方 法	自己資金	15,000
	借入金	10,000
	〇〇銀行〇〇支店	5,000
	△△銀行△△支店	5,000
	その他	
	増資	

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

## 資産に関する調書(個人用)

令和〇〇年△△月××日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	当座預金	2件	5,000
有価証券	株式	1,000株	100
未収入金	建設業売上げ	2件	200
売掛金	不動産売却	1件	300
受取手形			
土地	宅地、事業用地	3,000㎡	30,000
建物	事務所、車庫	各1棟	10,000
備品			
車両	収集運搬車両、自家用車	2台	10,000
その他	当座預金	2件	5,000
	株式	1,000株	100
資 産 計			60,700
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	銀行借入	2件	5,000
短期借入金	銀行借入	1件	1,000
未払金	給与	1件	3,000
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			9,000

# 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年△△月××日

本申請の提出時に日付を記入してください。

(あて先)

滋賀県知事

申請者

住 所 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

氏 名 株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新規許可申請の場合は、先の書類に加え、次の添付資料が必要です。

自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し		
車両の使用権原を有することを証する書類		
事務所（住所・本店を含む）および事業場（駐車場を含む）所在地付近の見取図		
講習会（収集運搬課程）の修了証の写し		
法人	直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます
	直前3年分の法人税の納税証明書（その1）（税務署発行）	
	定款または寄付行為	
	法人の登記事項証明書	
	役員の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
	役員の登記されていないことの証明書 注	
	5%以上の株主または出資者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法人の場合は登記事項証明書】	
	5%以上の株主または出資者の登記されていないことの証明書 注	
	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注		
個人	直前3年分の所得税の納税証明書（その1）（税務署発行）	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます
	直前3年分の確定申告書（修正申告がある場合は、修正申告書）第一表および第二表の写し	
	申請者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
	申請者の登記されていないことの証明書 注	
	申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】	
	法定代理人の登記されていないことの証明書【法定代理人が法人の場合は、その法人の役員の登記されていないことの証明書】 注	
	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注		

\* 先行許可証の提出をする場合、「先行許可証の提出に係る申立書」を添付してください。

\* このほか、申請書の内容の確認や審査のため、追加書類を求めることがあります。

詳細は許可の申請に必要な書類一覧を確認してください（p. 18～23）。

注：「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。（p. 20②、p. 21②参照）

**書類が全て整ったら、原則、郵送で提出してください。（来庁される場合は、事前に日時を調整してください。）**

**おって、書類の補正が必要な部分を連絡します。**

**連絡用にFAX番号を事業計画等審査願に記入願います。**

**補正資料ができれば、担当者と日程調整の上、来庁もしくは郵送により、資料の差し替え等を行い、申請手数料を納めて、本申請となります。**

# 更新許可申請 の記入例

全ての申請について、共通の様式です。

事業計画等審査願

(あて先)

滋賀県知事

令和〇〇年△△月××日

申請者

住所 (法人にあつては、主たる事業所の所在地)

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

氏名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 一郎

電話番号 077-528-〇〇〇〇

FAX 番号 077-528-××××

滋賀県では事前協議制度を導入しています。書類が整ったら、原則、受付窓口に郵送してください。(来庁される場合は、事前に日時を調整してください。)

おつて、書類の補正が必要な部分を連絡します。連絡用に F A X 番号も記入願います。補正資料ができたなら、担当者と日程調整の上、来庁もしくは郵送により、資料の差し替え等を行い、申請手数料を納めて、本申請となります。  
\*更新許可の場合、余裕をもち事業計画等審査願を提出し、事前協議を終了のうえ許可の有効年月日までに更新許可申請を行ってください。

要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記の許可もしくはえて提出します。

記

出 (該当条項を○で囲んでください。)

区 分		収集運搬業	収集運搬業 (積替保管を含む。)	中間処理業	最終処分業
産業廃棄物 処理業	新規許可	法第 14 条第 1 項	法第 14 条第 1 項	法第 14 条第 6 項	法第 14 条第 6 項
	変更許可	法第 14 条の 2 第 1 項	法第 14 条の 2 第 1 項	法第 14 条の 2 第 1 項	法第 14 条の 2 第 1 項
	更新許可	法第 14 条第 2 項	法第 14 条第 2 項	法第 14 条第 7 項	法第 14 条第 7 項
	変更届		法第 14 条の 2 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項	法第 14 条の 2 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項	法第 14 条の 2 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項
特別管理 産業廃棄物 処理業	新規許可	法第 14 条の 4 第 1 項	法第 14 条の 4 第 1 項	法第 14 条の 4 第 6 項	法第 14 条の 4 第 6 項
	変更許可	法第 14 条の 5 第 1 項	法第 14 条の 5 第 1 項	法第 14 条の 5 第 1 項	法第 14 条の 5 第 1 項
	更新許可	法第 14 条の 4 第 2 項	法第 14 条の 4 第 2 項	法第 14 条の 4 第 7 項	法第 14 条の 4 第 7 項
	変更届		法第 14 条の 5 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項	法第 14 条の 5 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項	法第 14 条の 5 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項

産業廃棄物 処理施設	設置許可	法第 15 条第 1 項
	変更許可	法第 15 条の 2 の 6 第 1 項

再生利用業	新規指定	省令第 9 条第 2 号
		省令第 10 条の 3 第 2 号
	変更指定	細則第 17 条第 1 項

更新許可の場合は、許可証にある許可年月日、許可の有効年月日、許可番号を記入してください。

2 現有する許可等の内容

許可 (指定) 年月日		許可 (指定) 番号	
許可 (指定) の有効年月日			

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

# 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

（特管許可申請も同様に記

令和〇〇年△△月××日

（あて先）  
滋賀県知事

申請書第1面の申請者欄に記載されたとおり許可証に許可業者情報を記載します。

本申請の提出時に日付を記入してください

法人の場合は、法人の登記事項証明書に記載されている本店住所、名称、代表者の氏名を記入してください。

個人の場合は、住民票の写し等に記載されている住所、氏名を記入してください。また、屋号の許可証への記載を希望される場合はカッコ書きで記入してください。

申請者（〒 520 - 8577 ）

住 所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

株式会社 適正処理産業

氏 名 代表取締役 滋賀 一郎  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 077-528-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

別紙許可証写しのとおり

許可証の写しを添付してください。

または

許可されている品目を列記してください

（特別管理で項目数が多く書ききれない場合は、内容を記載した別紙を添付してください）

『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』

『水銀使用製品産業廃棄物を含む・除く』

『水銀含有ばいじん等を含む・除く』

以上 10項目

事業の区分：積替え・保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の内容における石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物および水銀含有ばいじん等の有無について、「含む」「除く」いずれかに○をしてください。

事務所

電話番号

事務所及び事業場の所在地

事業場

登録事項に変更なし  
電話番号

変更がある場合は、変更届を提出してください。

事業の用に供する施設の種類及び数量

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余

白

※ 事 務 処 理 欄

許可を取得された事業者の産業廃棄物処理業者一覧への掲載について

掲載を希望しない

変更許可申請書（第2面）とは様式が異なりますので注意してください。

## (第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	氏名を記入し、ふりがなを付してください。外国人の方で通称名がある場合は併記してください。本籍、住所欄は「住民票の写しのとおり」でかまいません。先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。	
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
かぶしきがいしゃ てきせいしよりさんぎょう 株式会社 適正処理産業	登記事項証明書のとおり	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
氏名を記入し、ふりがなを付してください。外国人の方で通称名がある場合は併記してください。先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。なお、役員欄が足りない場合には必要な記載事項を別紙に記載するか、本第2面を追加して使用してください。		
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
しが いちろう 滋賀 一郎	昭和20年10月15日 代表取締役	住民票の写しのとおり 住民票の写しのとおり
しが たろう 滋賀 太郎	昭和45年9月10日 取締役	住民票の写しのとおり 住民票の写しのとおり
おおつ りゅういち 大津 隆一	昭和23年2月12日 監査役	埼玉県さいたま市五関2丁目□番△号 滋賀県大津市御陵町○番△号

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資している者（申請者が法人である場合においてあるとき）

合資会社等出資制度のある法人の場合には必ず記入してください。

発行済株式の総数	2000株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
しが いちろう 滋賀 一郎	昭和20年10月15日	1000株	住民票の写しのとおり	
		50%	住民票の写しのとおり	
しが はなこ 滋賀 花子	昭和26年3月25日	300株	住民票の写しのとおり	
		15%	住民票の写しのとおり	
しが たろう 滋賀 太郎	昭和45年9月10日	200株	法人については、本籍欄は空欄にし、住所欄に本店所在地を記入してください。	
		10%		
かぶしがいしやおおつさんぎょう 株式会社大津産業		300株		
		15%	登記事項証明書のとおり	
かぶしがいしやしがしょうじ 株式会社滋賀商事		200株		
		10%	登記事項証明書のとおり	

氏名を記入し、ふりがなを付してください。

外国人の方で通称名がある場合は併記してください。

先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。

なお、欄が足りない場合には必要な記載事項を別紙に記載するか本第3面を追加してください。

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
おうみ とおる 近江 徹	昭和30年8月9日	住民票の写しのとおり	
	滋賀工場長	住民票の写しのとおり	

申請者の政令で定める使用人について氏名を記入し、ふりがなを付してください。

外国人の方で通称名がある場合は併記してください。

先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。

#### 備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

#### ※手数料欄

事業計画等審査願提出時には、「滋賀県収入証紙」を貼付しないでください。

## (特別管理) 産業廃棄物処理業更新

## 許可申請添付書類一部省略の申立書

令和〇〇年△△月××日

(あて先)

滋賀県知事

申請者

住 所

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

氏 名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)

株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 一郎

(特別管理) 産業廃棄物処理業の更新許可申請を行うにあたり、申請書に添付していない書類は過去の申請または変更届出において提出している書類の内容に変更がないので省略します。

なお、滋賀県から許可審査上必要と求められた場合は、関係書類を提出します。

添付していない書類
(第1面) 1. 事業の全体計画 2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等
(第2面) 3. 運搬施設の概要
(第4面) 4. 収集運搬業務の具体的な計画
(第5面) 5. 環境保全措置の概要
(第6面) 運搬車両の写真
(第7面) 運搬容器等の写真
自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し
車両の使用権原があることを証する書類
申請者住所(本店、本社)、事務所、事業場および駐車場所所在地の見取図

※平成29年9月30日までの旧様式は次のとおり取り扱う。

(第1面)は旧様式〔別紙1〕、(第2面)は旧様式〔別紙2〕、(第4面)は旧様式〔別紙3〕、(第5面)は旧様式〔別紙4〕、(第6面)は旧様式〔別紙5〕、(第7面)は旧様式〔別紙6〕にそれぞれ相当する

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額	25,000	既に、建設業、運送業または産業廃棄物 収集運搬業を営んでいるなどの事情によ り、本県許可による産業廃棄物収集運搬 業を営む基礎を有している場合は、「既に 〇〇業を営んでおり、既存の施設を利用 するため、事業の開始に際して新たな資 金を必要としません。」と記入してくださ
土 地	10,000	
事 務 所	5,000	
収集運搬車両	10,000	
調 達 方 法	自 己 資 金	15,000
	借 入 金	10,000
	〇〇銀行〇〇支店	5,000
	△△銀行△△支店	5,000
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資産に関する調書（個人用）

令和〇〇年△△月××日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金	当座預金	2件	5,000
有価証券	株式	1,000株	100
未収入金	建設業売上げ	2件	200
売掛金	不動産売却	1件	300
受取手形			
土地	宅地、事業用地	3,000㎡	30,000
建物	事務所、車庫	各1棟	10,000
備品			
車両	収集運搬車両、自家用車	2台	10,000
その他	当座預金	2件	5,000
	株式	1,000株	100
資 産 計			60,700
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金	銀行借入	2件	5,000
短期借入金	銀行借入	1件	1,000
未払金	給与	1件	3,000
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			9,000

（第10面）

# 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年△△月××日

本申請の提出時に日付を記入してください。

(あて先)

滋賀県知事

申請者

住 所 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

氏 名 株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

更新許可申請の場合は、先の書類に加え、次の添付資料が必要です。

講習会（収集運搬課程）の修了証の写し	
法人	直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
	直前3年分の法人税の納税証明書（その1）（税務署発行）
	定款または寄付行為
	法人の登記事項証明書
	役員の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
	役員の登記されていないことの証明書 注
	5%以上の株主または出資者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法人の場合は登記事項証明書】
	5%以上の株主または出資者の登記されていないことの証明書 注
	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
	政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注
個人	直前3年分の所得税の納税証明書（その1）（税務署発行）
	直前3年分の確定申告書（修正申告がある場合は、修正申告書）第一表および第二表の写し
	申請者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
	申請者の登記されていないことの証明書 注
	申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】
	法定代理人の登記されていないことの証明書【法定代理人が法人の場合は、その法人の役員の登記されていないことの証明書】 注
	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
	政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注

先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます

先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます

- \* 先行許可証の提出をする場合、「先行許可証の提出に係る申立書」を添付してください。
- \* 優良認定基準に適合するときは、経理関係の書類の省略もできますので、確認してください。
- \* このほか、申請書の内容の確認や審査のため、追加書類を求めることがあります。  
詳細は許可の申請に必要な書類一覧を確認してください（p.18～23）。

注：「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。  
このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。（p.20㉑、p.21㉒参照）

**滋賀県では、事前協議制度を採っていますので、余裕をもって事業計画等審査願を提出し、事前協議を終了のうえ、許可の有効年月日までに更新許可申請を行ってください。**

**事業計画等審査願は、許可の有効年月日の3か月前から受付します。**

**許可期限日の2か月前までに提出のない場合は、事務処理の都合上、許可期限日までに新しい許可証を交付できない場合があります。**

**書類が全て整ったら、原則、郵送で提出してください。（来庁される場合は、事前に日時を調整してください。）**

**おって、書類の補正が必要な部分を連絡します。**

**連絡用にFAX番号を事業計画等審査願に記入願います。**

**補正資料ができたなら、担当者と日程調整の上、来庁もしくは郵送により、資料の差し替え等を行い、申請手数料を納めて、本申請となります。**

# 事業範囲変更許可 申請の記入例

全ての申請について、共通の様式です。

事業計画等審査願

(あて先)

滋賀県知事

令和〇〇年△△月××日

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事業所の所在地)

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

氏名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 一郎

電話番号 077-528-〇〇〇〇

FAX 番号 077-528-××××

滋賀県では事前協議制度を導入しています。書類が整ったら、原則、受付窓口に郵送してください。(来庁される場合は、事前に日時を調整してください。) おつて、書類の補正が必要な部分を連絡します。連絡用に F A X 番号も記入願います。補正資料ができたなら、担当者と日程調整の上、来庁もしくは郵送により、資料の差し替え等を行い、申請手数料を納めて、本申請となります。

滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記の許可もしくは指定の申請または届出について、関係書類を添えて提出します。

記

1 協議する許可もしくは指定の申請または届出 (該当条項を○で囲んでください。)

区 分		収集運搬業	収集運搬業 (積替保管を含む。)	中間処理業	最終処分業
産業廃棄物 処理業	新規許可	法第 14 条第 1 項	法第 14 条第 1 項	法第 14 条第 6 項	法第 14 条第 6 項
	変更許可	法第 14 条の 2 第 1 項	法第 14 条の 2 第 1 項	法第 14 条の 2 第 1 項	法第 14 条の 2 第 1 項
	更新許可	法第 14 条第 2 項	法第 14 条第 2 項	法第 14 条第 7 項	法第 14 条第 7 項
	変更届		法第 14 条の 2 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項	法第 14 条の 2 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項	法第 14 条の 2 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項
特別管理 産業廃棄物 処理業	新規許可	法第 14 条の 4 第 1 項	法第 14 条の 4 第 1 項	法第 14 条の 4 第 6 項	法第 14 条の 4 第 6 項
	変更許可	法第 14 条の 5 第 1 項	法第 14 条の 5 第 1 項	法第 14 条の 5 第 1 項	法第 14 条の 5 第 1 項
	更新許可	法第 14 条の 4 第 2 項	法第 14 条の 4 第 2 項	法第 14 条の 4 第 7 項	法第 14 条の 4 第 7 項
	変更届		法第 14 条の 5 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項	法第 14 条の 5 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項	法第 14 条の 5 第 3 項 において準用する法 第 7 条の 2 第 3 項

産業廃棄物 処理施設	設置許可	法第 15 条第 1 項
	変更許可	法第 15 条の 2 の 6 第 1 項

再生利用業	新規指定	省令第 9 条第 2 号
		省令第 10 条の 3 第 2 号
	変更指定	細則第 17 条第 1 項

変更許可の場合は、許可証にある許可年月日、許可の有効年月日、許可番号を記入してください。

2 現有する許可等の内容

許可 (指定) 年月日		許可 (指定) 番号	
許可 (指定) の有効年月日			

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

# 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

(特管許可申請も同様に記)

令和〇〇年△△月××日

(あて先)

滋賀県知事

本申請の提出時に日付を記入してください

申請者 (〒 5 2 0 - 8 5 7 7 )

住.....所.....滋賀県大津市京町四丁目1番1号.....

株式会社 適正処理産業

氏.....名.....代表取締役.....滋賀 一郎.....

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

許可証にある許可年月日、許可番号を記入してください。

電話番号..... 0 7 7 - 5 2 8 - 〇〇〇〇.....

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「清掃法」という。)第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けた。.....、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))	<p>(事業の区分：積替え・保管を含まない)</p> <p>別紙許可証写しのとおり</p> <p>または</p> <p>許可されている品目を列記してください (特別管理で項目数が多く書ききれない場合は、内容を記載した別紙を添付してください)</p> <p>『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』 『水銀使用製品産業廃棄物を含む・除く』 『水銀含有ばいじん等を含む・除く』</p> <p>以上 5項目</p>
取り扱う産業廃棄物の内容における石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物および水銀含有ばいじん等の有無について○をしてください	<p>新たに取り扱う産業廃棄物を記載してください</p> <p>廃油 (タールピッチ類を除く) 廃プラスチック類 金属くず ガラスくず (積替え・保管を含まない)</p> <p>『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』 『水銀使用製品産業廃棄物を含む・除く』 『水銀含有ばいじん等を含む・除く』</p> <p>以上 4項目</p>
変更の内容	事業の拡大
変更理由	様式第六号の二 (第九條の二関係) (第2面) のとおり
変更に係る事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所、設置年月日処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	余 白
※ 事務処理欄	<p>許可を取得された事業者の産業廃棄物処理業者一覧への掲載について</p> <p><input type="checkbox"/> 掲載を希望しない</p>

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名			
かぶしきがいしゃ てきせいしよりさんぎょう 株式会社 適正処理産業		登記事項証明書のとおり	
氏名を記入し、ふりがなを付してください。 外国人の方で通称名がある場合は併記してください。 本籍、住所欄は「住民票の写しのとおり」でかまいません。 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。			
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
氏名を記入し、ふりがなを付してください。外国人の方で通称名がある場合は併記してください。 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。 なお、役員欄が足りない場合には必要な記載事項を別紙に記載するか、本第2面を追加して使用してください。			
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
しが いちろう 滋賀 一郎	昭和20年10月15日	住民票の写しのとおり	
	代表取締役	住民票の写しのとおり	
しが たろう 滋賀 太郎	昭和45年9月10日	住民票の写しのとおり	
	取締役	住民票の写しのとおり	
おおつ りゅういち 大津 隆一	昭和23年2月12日	埼玉県さいたま市五関2丁目□番△号	
	監査役	滋賀県大津市御陵町○番△号	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資者をしてしている者（申請者が法人である場合において、当該株主  
合資会社等出資制度のある法人の場合には必ず記入してください。

発行済株式の総数	2000株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
しが いちろう 滋賀 一郎	昭和20年10月 15日	1000株	住民票の写しのとおり	
		50%	住民票の写しのとおり	
しが はなこ 滋賀 花子	昭和26年3月 25日	300株	住民票の写しのとおり	
		15%	住民票の写しのとおり	
しが たろう 滋賀 太郎	昭和45年9月 10日	200株	法人については、本籍欄は空欄にし、住所欄に本店所在地を記入してください。	
		10%		
かぶしがいしやおおつきんぎょう 株式会社大津産業		300株		
		15%	登記事項証明書のとおり	
かぶしがいしやししがしょうじ 株式会社滋賀商事		200株		
		10%	登記事項証明書のとおり	

氏名を記入し、ふりがなを付してください。  
 外国人の方で通称名がある場合は併記してください。  
 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。  
 なお、欄が足りない場合には必要な記載事項を別紙に記載するか本第3面を追加してください。

令第6

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
おうみ とおる 近江 徹	昭和30年8月9日	住民票の写しのとおり	
	滋賀工場長	住民票の写しのとおり	

申請者の政令で定める使用人について氏名を記入し、ふりがなを付してください。  
 外国人の方で通称名がある場合は併記してください。  
 先行許可証提出の場合は、本籍、住所も必ず記載してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

（例）

- ・既許可の5項目については、計画の変更はありません。
- ・変更する部分は次のとおりです。
  - ・食品工場で発生する廃食油を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。
  - ・滋賀県内の家屋の解体工事から発生する廃蛍光ランプを排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者の中間処理施設まで運搬する。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油 (タールピッチ類を除く)	10t/月	廃食油	株式会社〇〇 滋賀県△△市□□町×丁目〇番△号		(株)△△環境 滋賀県××市□□丁目〇番△号
2	廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む)	} 1t/月	} 蛍光ランプ	(株)〇〇土建 滋賀県内		排出事業者の指定する県外の産業廃棄物処分業者
3	金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)			同上		同上
4	ガラスくず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)			同上		同上
5						
6						
7				予定排出事業場または運搬先の所在地が滋賀県内であることが必要です。		
8						
9						
10						

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号又は車両番号	最大積載量(kg)	所有者又は使用者	備考
1	登録車両変更なし	過去の申請または変更届出において提出している車両の登録に変更がない場合は、「変更なし」と記載して、備考欄の継に○を付けてください。			新・ <del>継</del> ・廃
2					新・継・廃
3	車検証のとおり	滋賀800は530	車検証のとおり	車検証のとおり	<del>新</del> ・継・廃
4		今回の変更申請に伴い、新たな車両(例/廃油専用の清掃車を新たに導入する)を登録する場合は、当該車両を記載して、備考欄の継に○を付けてください。			新・継・廃
5					新・継・廃
6	<p>変更申請の許可品目を運搬するために必要不可欠な特別な車両を追加する場合のみが記載対象です。</p> <p>この車は既許可品目を運搬しないことが前提です。</p> <p>既登録車両(例:コンテナ車)と同様に、既許可品目の運搬にも使用する車両(例:バン)を追加して、既登録の容器(例:ドラム缶)で新しい許可品目(例:廃油)を運搬する場合、追加車両は変更届の対象となります。</p>				新・継・廃
7					新・継・廃
8					新・継・廃
9					新・継・廃
10					新・継・廃
事務所の所在地	変更なし	過去の申請または変更届出において提出している書類の内容に変更がない場合は、「変更なし」と記載してください。今回の変更申請に伴い登録する新たな車両の駐車場追加がある場合は、記載してください。			
駐車場の所在地	変更なし ※ 付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
登録容器変更なし	過去の申請または変更届出において提出している容器(例/汚泥運搬用のドラム缶)の内容に変更がない場合は、「変更なし」と記載してください。今回の変更申請に伴い登録する新たな容器がある場合は、記載してください。また、既登録の容器を別用途に使用する場合(例/既登録のドラム缶を廃油運搬に使用する)も記載してください。				
廃蛍光灯専用容器	水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)	0.1 m <sup>3</sup>			

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

(例1) 既登録車両

汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（以上、既許可）  
廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）  
金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）  
ガラスくず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）  
追加車両  
廃油（タールピッチ類を除く）

(例2) トラック

汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（以上、既許可）  
廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）  
金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）  
ガラスくず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）  
廃油（タールピッチ類を除く）

一般的にトラックと称されるものは、まとめて表記しても可

清掃車

既登録車両（例：コンテナ車、バン）、既登録の容器（例：ドラム缶）で新しい許可品目（例：廃油）を運搬する場合

(例)

トラック（既登録車両） 廃油（タールピッチ類を除く）

(2) 収集運搬業務を行う時間

(例)

8時～17時（休憩 1時間）

(3) 休業日

(例)

日曜、国民の祝日、年末年始（12月28日～1月3日）

従業員数内訳

令和〇〇年△△月××日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で定める第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	4人	0人 (4人)	0人	9人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・既許可の5項目については、変更はありません。
- ・変更する部分については、次のとおりです。
  - ・廃食油は清掃車で運搬します。
  - ・廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）は、破碎することが無く、かつ他の廃棄物と混ざらないように、廃蛍光ランプ専用容器に入れて運搬する。

水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないよう他の物と区分して収集・運搬することとされており、使用する容器や具体的な運搬方法を記入してください。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

余 白

(第6面)  
運搬車両の写真

自動車登録番号又は 車両番号	滋賀800は530	
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の前面（真正面）を撮影すること。</li> <li>・ナンバープレートが確認できること。</li> </ul> <p>・既登録の車両のみで運搬する場合は、添付不要です。 ・今回の変更申請に伴い、新たな車両を登録する場合のみ必要です。</p> <p>・カラー写真を貼付してください。 ・自動車登録番号等が明瞭に識別できるよう撮影してください。 ・トラクタは前から、トレーラは後から撮影し、自動車登録番号が識別できるようにしてください。</p>	
	側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の側面（真横）を撮影すること。</li> <li>・名称等の車体の表示が確認できること。</li> </ul> <p>・カラー写真を貼付してください。 ・運転手側、助手席側いずれか一方のみ撮影し、車全体が写るようにしてください。 ・運搬車に必要な表示が確認できるようにしてください。</p> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> <p>撮影年月日を記入してください。</p> <p>撮影 年 月 日</p>

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	廃蛍光ランプ専用容器	用途	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光ランプ)
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul> <div data-bbox="788 282 1436 490" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・既登録の容器のみで運搬する場合は、添付不要です。</li><li>・今回の変更申請に伴い、新たな容器を登録する場合のみ必要です。</li><li>・カタログ写真は不可としています。</li></ul></div> <div data-bbox="352 925 815 987" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">撮影年月日を記入してください。</div>			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			
		撮影	年 月 日

(特別管理) 産業廃棄物処理業事業範囲  
 変更許可申請添付書類一部省略の申立書

令和〇〇年△△月××日

(あて先)  
 滋賀県知事

申請者  
 住 所

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

-----  
 氏 名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)  
 株式会社 適正処理産業  
 代表取締役 滋賀 一郎  
 -----

(特別管理) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請を行うにあたり、申請書に添付していない書類は過去の申請または変更届出において提出している書類の内容に変更がないので省略します。

なお、滋賀県から許可審査上必要と求められた場合は、関係書類を提出します。

添付していない書類
(第6面) 運搬車両の写真
(第7面) 運搬容器等の写真
自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し
車両の使用権原があることを証する書類
申請者住所(本店、本社)、事務所、事業場および駐車場所所在地の見取図

※平成29年9月30日までの旧様式は次のとおり取り扱う。

(第6面)は旧様式〔別紙5〕、(第7面)は旧様式〔別紙6〕にそれぞれ相当する

## 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する 資金の総額		25,000
	土 地	10,000
	事 務 所	5,000
	収集運搬車両	10,000
調 達 方 法	自 己 資 金	15,000
	借 入 金	10,000
	〇〇銀行〇〇支店	5,000
	△△銀行△△支店	5,000
	そ の 他	
	増 資	

既に、建設業、運送業または産業廃棄物収集運搬業を営んでいるなどの事情により、本県許可による産業廃棄物収集運搬業を営む基礎を有している場合は、「既に〇〇業を営んでおり、既存の施設を利用するため、事業の開始に際して新たな資金を必要としません。」と記入してください。

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

## 資産に関する調書(個人用)

令和〇〇年△△月××日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	当座預金	2件	5,000
有価証券	株式	1,000株	100
未収入金	建設業売上げ	2件	200
売掛金	不動産売却	1件	300
受取手形			
土地	宅地、事業用地	3,000㎡	30,000
建物	事務所、車庫	各1棟	10,000
備品			
車両	収集運搬車両、自家用車	2台	10,000
その他	当座預金	2件	5,000
	株式	1,000株	100
資 産 計			60,700
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	銀行借入	2件	5,000
短期借入金	銀行借入	1件	1,000
未払金	給与	1件	3,000
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			9,000

# 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年△△月××日

本申請の提出時に日付を記入してください。

(あて先)

滋賀県知事

申請者

住 所 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

氏 名 株式会社 適正処理産業

代表取締役 滋賀 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

変更許可申請の場合は、先の書類に加え、次の添付資料が必要です。

自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し（変更許可に必要な追加車両に限る）		
車両の使用権原を有することを証する書類（変更許可に必要な追加車両に限る）		
事務所および事業場（駐車場を含む）所在地付近の見取図（変更許可に必要な追加駐車場に限る）		
講習会（収集運搬課程）の修了証の写し		
法人	直前3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます
	直前3年分の法人税の納税証明書（その1）（税務署発行）	
	定款または寄付行為	
	法人の登記事項証明書	
	役員住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
	役員登記されていないことの証明書 注	
	5%以上の株主または出資者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法人の場合は登記事項証明書】	
	5%以上の株主または出資者の登記されていないことの証明書 注	
	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注		
個人	直前3年分の所得税の納税証明書（その1）（税務署発行）	先行許可証の提出がある場合、これらの書類は省略できます
	直前3年分の確定申告書（修正申告がある場合は、修正申告書）第一表および第二表の写し	
	申請者の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
	申請者の登記されていないことの証明書 注	
	申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員住民票の写し】	
	法定代理人の登記されていないことの証明書【法定代理人が法人の場合は、その法人の役員登記されていないことの証明書】 注	
	政令で定める使用人の住民票の写し（本籍地（国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注		

- \* 先行許可証の提出をする場合、「先行許可証の提出に係る申立書」を添付してください。
- \* 優良認定基準に適合するときは、経理関係の書類の省略もできますので、確認してください。
- \* このほか、申請書の内容の確認や審査のため、追加書類を求めることがあります。  
詳細は許可の申請に必要な書類一覧を確認してください（p. 18～23）。

注：「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。（p. 20②、p. 21②参照）

**書類が全て整ったら、原則、郵送で提出してください。（来庁される場合は、事前に日時を調整してください。）**

**おって、書類の補正が必要な部分を連絡します。**

**連絡用にFAX番号を事業計画等審査願に記入願います。**

**補正資料ができたなら、担当者と日程調整の上、来庁もしくは郵送により、資料の差し替え等を行い、申請手数料を納めて、本申請となります。**

# 変更届の 記入例

# 産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書 変更

(特管届出も同様に記入)

令和〇〇年△△月××日

(あて先)  
滋賀県知事

書類が整ったら、受付窓口に郵送してください。  
書類の補正が必要な場合は、おって連絡します。

届出者（〒 520-8577）

住所、氏名、名称、事務所もしくは事業場の所在地、運搬車両などに変更がある場合に新旧を記載してください。  
変更事項が多数あり欄に記入できない場合は、変更の内容を別紙として作

住 所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

株式会社 適正処理産業  
氏 名 代表取締役 滋賀 一郎  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 077-528-〇〇〇〇

令和〇〇年△△月××日付け 500123450号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について変更したので、廃棄物処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	住所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 名称 株式会社 適正処理産業 車両 新規1台、廃止1台、合計3台	住所 滋賀県大津市京町三丁目1番1号 名称 株式会社 京町産業 車両 3台

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所
<small>かぶしがいしや おおつさんぎょう</small> 株式会社 大津産業	滋賀県大津市御陵町〇番△号

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
<small>しが じろう</small> 滋賀 次郎	昭和47年10月9日	住民票の写しのとおり	
	取締役	住民票の写しのとおり	

新しく役員、株主、政令で定める使用人、法定代理人になった人を記入してください。  
また、新旧対照表（p.76）を添付してください。

廃止又は変更の理由 住所：本社事務所移転、名称：社名変更、車両：車両の更新、株主：株主の追加、役員：役員の新任

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。
- この欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号又は車両番号	最大積載量(kg)	所有者又は使用者	備考
1	車検証のとおり	滋賀 100 え 4444	車検証のとおり	車検証のとおり	新・ <del>継</del> ・廃
2	ダンプ	滋賀 100 え 4445	車検証のとおり	車検証のとおり	新・ <del>継</del> ・廃
3	車検証のとおり	滋賀 100 え 4446	車検証のとおり	車検証のとおり	新・継・ <del>廃</del>
4	車検証のとおり	滋賀 100 え 4448	車検証のとおり	車検証のとおり	<del>新</del> ・継・廃
5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両の変更があった場合のみ記載してください。</li> <li>・ 車両の変更では、全ての車両について記載してください。</li> <li>・ 車両の変更に係る届出の場合、該当箇所に○をしてください。 新規車両は「新」 継続車両は「継」 廃止車両は「廃」</li> </ul>			新・継・廃
6					新・継・廃
7					新・継・廃
8					新・継・廃
9					新・継・廃
10					新・継・廃
事務所の所在地	滋賀県大津市京町四丁目1番1号				
駐車場の所在地	滋賀県大津市京町 ※ 付近の見取	過去の申請または変更届出において提出している書類の内容に変更がない場合は、「変更なし」と記載してください。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
廃蛍光ランプ専用容器	水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光ランプ）	0.1 m <sup>3</sup>			
ドラム缶	水銀含有ばいじん等（ばいじん）	200L			



## 役員等の変更に係る新旧対照表

※ 役員、相談役、顧問、法定代理人、政令で定める使用人および100分の5以上出資している者の変更について記載すること。

新役員等			旧役員等		
役職名	氏名	株式(出資)の割合	役職名	氏名	株式(出資)の割合
代表取締役	滋賀 一郎	50%	代表取締役	滋賀 一郎	50%
取締役	滋賀 次郎	20%	取締役	滋賀 次郎	35%
取締役	大津 一郎 (新任)	10%	取締役	大津 太郎 (退任)	15%
監査役	草津 花子 (新任)		監査役	彦根 春子 (退任)	
株主	長浜 夏子 (新任)	5%	新任および退任の場合はその旨も記入してください		
株主	従業員持株会持株会 (新任)	15%			
新任および退任に伴い変わった役員・株主等・政令使用人だけでなく継続している役員・株主等・政令使用人もすべて記載してください。					

注1) 新旧ともにすべての役員を記載すること。

注2) 新任者および退任者については、氏名の下に(新任)(退任)などと記載すること。

変更届は、その内容に応じて添付書類が異なるので、内容をよく確認して、書類を整えてください。

変更事項	届出書類、添付書類		チェック欄
共通	変更（廃止）届出書（p.57～58）		
氏名および名称	届出者が法人の場合	定款または寄付行為	
		当該部分がわかる登記事項証明書	
	届出者が個人の場合	住民票の写し	
	許可証		
法定代理人	新たな法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し）		
	新たな法定代理人の登記されていないことの証明書（法定代理人が法人の場合、その法人の役員の登記されていないことの証明書）注		
	新旧対照表（p.77）		
	添付書類（第10面）誓約書（p.67）		
法人の役員	法人の当該部分がわかる登記事項証明書		
	新たな役員の住民票の写し		
	新たな役員の登記されていないことの証明書注		
	新旧対照表（p.77）		
	添付書類（第10面）誓約書（p.67） （代表者が変更する場合）許可証		
5%以上の株主または出資者	新たな株主または出資者の住民票の写し（新たな株主または出資者が法人の場合、その法人の登記事項証明書）		
	新たな株主または出資者の登記されていないことの証明書注		
	新旧対照表（p.77）		
	添付書類（第10面）誓約書（p.67）		
政令で定める使用人	新たな政令で定める使用人の住民票の写し		
	新たな政令で定める使用人の登記されていないことの証明書注		
	新旧対照表（p.77）		
	添付書類（第10面）誓約書（p.67）		
事務所および事業場（駐車場を含む。）の所在地	添付書類（第2面）運搬施設の概要（運搬車両一覧等）（p.60）		
	事務所、事業場、駐車場の所在地付近の見取図		
許可証記載の住所	届出者が法人の場合	当該部分がわかる登記事項証明書	
		住民票の写し	
	住所の所在地付近の見取図		
	許可証		
運搬車両等	添付書類（第2面）運搬施設の概要（運搬車両一覧等）（p.60）		
	添付書類（第6面）運搬車両の写真（p.63）		
	自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し		
	車両の使用権原があることを証する書類（p.71）		
大津市の積替え許可取得	大津市の許可証の写し		
	許可証		
事業の廃止	許可証		

（備考）特別管理産業廃棄物処理業も同様です。

注：「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。（p.20㉔、p.21㉕参照）

**書類が全て整ったら、原則、郵送で提出してください。（来庁される場合は、事前に日時を調整してください。）**

**内容を確認のうえ、補正が必要な場合は連絡します。**

**受付印を押した変更届出の写し（控え）、許可証の郵送を希望される方は、p.25の注意事項を確認のうえ、返信用封筒を同封ください。**